

新旧対照表

帯広圏都市計画地区計画の変更（帯広市決定）

都市計画つくしの地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

		新	旧
名称		つくし野地区地区計画	つくし野地区地区計画
位置		帯広市 西16条南27丁目の一部	帯広市 南町南6線の一部
区域		計画図表示のとおり	計画図表示のとおり
面積		約1.0ヘクタール	約1.0ヘクタール
地区計画の目標		<p>当該地区は、帯広市の中心部より南へ約3kmに位置し、近傍に都市計画道路「共栄通」「弥生新道」があるなど交通アクセスに恵まれ、周辺には生活利便施設が立地している利便性の高い地区である。</p> <p>当該地は、民間の開発行為により住宅地が造成されることから、地区計画を定め事業効果の維持及び増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化等による住環境の悪化を未然に防止し、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	<p>当該地区は、帯広市の中心部より南へ約3kmに位置し、近傍に都市計画道路「共栄通」「弥生新道」があるなど交通アクセスに恵まれ、周辺には生活利便施設が立地している利便性の高い地区である。</p> <p>当該地は、民間の開発行為により住宅地が造成されることから、地区計画を定め事業効果の維持及び増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化等による住環境の悪化を未然に防止し、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用に関する方針	良好な住宅市街地にふさわしい住環境の保全に配慮した土地利用を図る。	良好な住宅市街地にふさわしい住環境の保全に配慮した土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内の区画道路については、当該開発行為により整備されるので、その機能の維持、保全を図る。	地区内の区画道路については、当該開発行為により整備されるので、その機能の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりある街並みが形成されるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 4 良好な街区景観の保全または形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。 5 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため、「垣又はさくの構造の制限」として、門・塀の高さの制限を定める。 	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりある街並みが形成されるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 4 良好な街区景観の保全または形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。 5 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため、「垣又はさくの構造の制限」として、門・塀の高さの制限を定める。